

一般社団法人 熊谷市観光協会
定 款

一般社団法人 熊谷市観光協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人熊谷市観光協会（以下「当法人」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県熊谷市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、熊谷市及びその周辺地域と連携し、熊谷市の自然、景観、文化、歴史、産業、技術、スポーツイベントなどの観光資源を活用して観光事業の振興を図ることに
より、熊谷市の魅力を高め国内外の人々との交流を促進し、もって地域文化の維持発展
及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光に関する調査・研究・企画
- (2) 観光資源の保護開発の促進
- (3) 観光に関するイベントの開催
- (4) 観光に関する情報の収集及び発信
- (5) 観光客の誘致及び斡旋
- (6) 観光商品の開発・宣伝・販売及びその支援
- (7) 情報発信媒体の研究、活用
- (8) 観光を通じたまちづくりに寄与する人材の育成及び活用
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第5条 当法人には、次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員として入会しようとする者は、当法人の正会員2人の推薦を得て、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出することとし、会長は理事会に入会の報告をしなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、社員総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会で別に定める額の会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 会員が前2条に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡
- (2) 成年被後見人又は成年被保佐人となったとき
- (3) 法人等が解散又は破産手続開始決定を受けたとき
- (4) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (5) 禁固以上の刑に処せられたとき

(会費等の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 重要な財産の全部又は一部の処分
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又は定款に定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。
- 3 会長は前項の規定による請求があったときには、その日から30日以内に臨時社員総会を開催しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故等による支障があるときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使)

第20条 やむを得ない理由により、社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置等)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち1名以上5名以下を副会長とする。

4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事とすることができる。

5 会長を一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 副会長及び専務理事は、理事会で別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 5 会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了による退任又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については、第19条第2項の決議による。

(報酬等)

第28条 役員の報酬等は無報酬とする。ただし、会長及び常勤の役員に対しては、社員総会で定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、社員総会で別に定める。

(責任の免除)

第29条 当法人は、一般法人法第111条第1項の役員の賠償責任について、一般法人法に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から一般法人法に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第30条 当法人に、任意の機関として、顧問、参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して当法人の事業について必要な助言を行う。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び権限)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故等による支障があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき、会長は2週間以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故等による支障あるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の前日までに前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、定時社員総会に提出しなければならない。このとき、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書面
- (4) 当法人の組織運営及び事業活動の状況の概要

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産の帰属は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告の方法による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 附則

(設立時の役員)

第48条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 嶋野正史
設立時理事 藤間憲一
設立時理事 青木大
設立時理事 神沼芳広
設立時理事 田所隆雄
設立時理事 鈴木英秀
設立時理事 大久保和政
設立時理事 藤間太郎
設立時理事 杉田憲康
設立時理事 城田和之
設立時理事 坂本昌己
設立時理事 大塚隆
設立時理事 中村良夫
設立時理事 赤沼昇
設立時理事 松本邦義
設立時理事 飯島賢二
設立時監事 内田百合子

(設立時社員の氏名、住所)

第49条 当法人の設立時社員の氏名、住所は次のとおりである。

住所 埼玉県熊谷市中奈良2359番地

氏名 富岡 清

住所 埼玉県熊谷市桜町二丁目8番40号

氏名 藤間 憲一

住所 埼玉県熊谷市田島241番地1

氏名 青木 大

(最初の事業年度)

第50条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

以上、一般社団法人熊谷市観光協会設立に際し、設立時社員 富岡清、設立時社員 藤間憲一、設立時社員 青木大の定款作成代理人である司法書士田中聖之は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成29年2月17日

設立時社員 富岡 清

設立時社員 藤間 憲一

設立時社員 青木 大

以上、設立時社員3名の定款作成代理人

司法書士 田中 聖之